

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 について」の概要

1 指針の趣旨

本指針は、がん検診について、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業として位置づけられ、引き続き市町村が実施することとされたことに伴い、平成20年4月1日以降において、都道府県が「がん予防重点健康教育」及び「がん検診」を実施するに際しての指針として、厚生労働省健康局長通知として定めるもの。

2 指針の概要（主要なもの）

（1）がん予防重点健康教育に関する事項（第2関係）

- ① がん予防重点健康教育として、「胃がん予防健康教育」、「子宮がん予防健康教育」、「肺がん予防健康教育」、「乳がん予防健康教育」及び「大腸がん予防健康教育」を実施するよう定めた。
- ② がん予防重点健康教育を実施するに当たっての留意事項を、5つの予防健康教育ごとに定めた。

（2）がん検診に関する事項（第3関係）

- ① がん検診として、「胃がん検診」、「子宮がん検診」、「肺がん検診」、「乳がん検診」及び「大腸がん検診」並びに「総合がん検診」を実施するよう定めるとともに、これらの検診の実施体制、対象者、実施回数、受診指導に関する事項を定めた。
特に受診指導に関する事項については、検診の受診状況等に関する記録を台帳として管理するなどの方法により、継続的な受診指導等を行うこととした。
- ② 5つのがん検診及び総合がん検診それぞれについて、検診項目、検診項目の具体的実施方法、結果の通知、記録の整備、事業評価及び検診実施機関に関する事項を定めた。
特に、事業評価に関する事項については、都道府県及び市町村ががん検診の精度管理に関する検討を行うこととするとともに、検診実施機関に関する事項については、検診実施機関が精度管理に努めることとした。

（3）その他

- 子宮がん検診、肺がん検診及び乳がん検診を実施するに当たってのより具体的な技術的事項等について、別紙「がん検診実施上の留意事項」として定めた。

3 発出日

平成20年3月31日

【参考】

がん予防重点健康教育及びがん検診はこれまで、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成10年3月31日付け老健第64号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）を参考として実施されてきた。

「健康診査管理指導等事業実施のための指針について」の概要 (がん検診関係部分)

1 制定の趣旨

本指針は、がん検診について、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業として位置づけられ、引き続き市町村が実施することとされたことに伴い、平成20年4月1日以降において、都道府県が「健康診査管理指導等事業」を実施するに際して参考とするため、厚生労働省健康局総務課長通知として定めるもの。

2 制度の概要

(1) 実施主体

都道府県

(2) 主な内容

- ① 「生活習慣病検診等管理指導協議会」の下に、「胃がん部会」、「子宮がん部会」、「肺がん部会」、「乳がん部会」及び「大腸がん部会」を設置し、市町村が実施する各がん検診（胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診をいう。以下同じ。）の事業評価及び精度管理等に関し必要な検討等を行うこと。

また、住民が自ら受けるがん検診の質を判断できるよう、当該検討結果を公表すること。

(第3関係)

- ② 各がん検診の従事者に対し講習会及び研修会を開催すること。

(第4及び第6関係)

- ③ 生活習慣病検診等管理指導協議会に設置する「生活習慣病登録・評価等部会」の指導の下、がんの罹患率、受療状況、生存率等の集計及び解析を行うこと。

(第5関係)

3 発出日

平成20年3月31日

【参考】

健康診査管理指導等事業はこれまで、「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について」（平成10年3月31日付け老健第65号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）を参考として実施されてきた。